

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者台帳
行政機関等の名称	門真市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者の資格情報及び免除情報を適正に管理するため
記 録 項 目	1 基礎年金番号、2 年金管理番号、3 異動年月日、4 届出年月日、5 異動事由、6 届書名、7 宛名番号、8 個人番号、9 世帯番号、10 氏名、11 カナ氏名、12 生年月日、13 住所、14 性別、15 電話番号、16 年齢、17 通称、18 国籍・地域、19 資格情報、20 履歴情報、21 資格月数情報、22 届出人受付情報、23 備考情報、24 免除申請情報、25 申請期間、26 処理年月日、27 継続区分、28 免除区分、29 納付猶予の審査順番、30 所得情報、31 特例区分、32 備考、33 承認情報、34 備考、35 処理年月日、36 承認番号、37 世帯情報、38 世帯構成員一覧
記 録 範 囲	国民年金被保険者関係届書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書を提出した者並びに日本年金機構から通知のあった者
記録情報の収集方法	本人の届出・申請、日本年金機構からの通知及び住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 門真市総務部総務課
	(所在地) 〒571-8585 門真市中町 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ※ 個人情報ファイル簿により公表する電算処理ファイルの利用目的及び利用範囲の範囲内であるため公表対象外となるマニュアル（手作業）処理ファイル
	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考	